

フランシス・シャトーレイノ
「議論の制約：討議枠組みと政治との間での議論形態」

Chateauraynaud, Fr., “La contrainte argumentative: Les formes de l’argumentation entre cadres délibératifs et puissances d’expression politiques”, 2005.

1. はじめに

論争や批判というテーマと同様、討議 *debat* や熟慮 *deliberation* というテーマが、今日、多くの研究の中心をなしている。民主主義の実践の具体的諸形態についてのこうした関心は、かなりルーティン化された討議手続きに基づいたアリーナの増加と関連している。こうしたアリーナは、「討議についての討議」を多く生み出しており、こうした増加が情報コミュニケーション技術の膨大な活用により倍増されているが故にいっそう、このようなアリーナが活発になっているのである。電子民主主義が、近年登場した流行のスローガンとなっているが、討論組織化手法としてのインターネット活用の効果についてはまだなお実際には評価することができない⁽²⁾。

本稿では、私は、現代的な討論形態の政治的及び認知的貢献という二重の問題に取りかかることで、次のような二つの社会学の間で増大している緊張を克服しようと思う。すなわち一方では、「シニクな社会学」——ここでは軽蔑的な意味ではない——があり、これは、かなり明確な戦略をもったアクターたちの間での力関係の衝突 *instanciation* へと討議を縮減するのである。他方で「道徳的社会学」は、ディスカッションや正当化、合意を、(あらゆる公共討議の利点と価値を確立するための) 決定的な媒介と考える。しかしこうした二つの社会学の対立にたいして、次のように反論することも容易であろう。すなわち「アクターネットワークの社会学」という形態で、第三の道がすでに存在しており、この社会学にとっては、討論は、ますます「ハイブリッドフォーラム」として組織される傾向にある、と⁽³⁾。ヘテロなアクターが参加する論争及びフォーラムの開始が、公的な発言空間の中に多くの新しい形をもたらすとしても、この社会学が依拠している「ネットワーク」というパラダイムは、当該の過程を説明するのに役立たないし、多くの混乱のリスクを冒すことになる。我々はネットワークのどんな論理について語っているのか? 「ネットワーク」のパラダイムによって、同一の制約や同一の争点を持たない装置や過程を、難なく結合することができると考えられている。しかし討論において、すべてがすべてに結合されるわけではないし、また異なった時間制が存在する。さらに論争は、接続を試験するオペレータ、力関係と正統性の関係を交差させるオペレータとして現れるのである⁽⁴⁾。他方で、1999 年末のシアトルの反 WTO デモ(「ネオ・リベラル」と「オルタナティブなグローバリゼーション *altermondealiste*」)との間の対立として、しばしば善悪二元論的に考えられている)の後での顕著な増加とともに、いわゆる「ネットワーク世界」が再編成されてきている。こうした批判的な枠組みにおいて論争と討論はどんな役割を演じるのであろうか? これらの討論は力の測定手法でしかないのであろうか、それともそれは相対的な自律性を有しているのであろうか? 大きな主張もしくは大きな争点に照らしてみると、それぞれの討論や討議は局所的に見える。逆に、討議手続き(その規格化された性格が絶えず確認されている)の内側に身を置くと⁽⁵⁾、大きなアクターたち(政府や政党、組合、産業界、NPO など)は、自ずと、討議を道具化するさいの彼等の戦略の観点から検討されることになる。

争点をはっきりさせ、意見対立の複数の表現形態を考慮した分析枠組みを提案するためには、別の方法も可能である。すなわち「変容に関するプラグマティズム社会学」の方法であり、これは、公共討議への依拠が、長期的にとらえられた社会過程の中に何を付け加え、引き出し、修正し、もしくは確立しているかを明らかにすることができる。結局、ある背景の上に形を現わす姿として、あらゆる討議は、一連の試験や、より広範な対置の中に置き直さなければならない。討議がそれ自体としてとらえられるとき、抽象的すぎる記述と分析カテゴリを生み出すリスクを冒すからである。「公共討議」や「論争」もしくは「社会的フォーラム」といった形態を、一連の試験(これらの形態に先行し、これを延長させ、それをはみ出し、あるいはそれを乗り越える)に照らして理解することで、——まさに、義務的な手続きが存在しないのに——なぜ討議や論争

が必然となったのか、という過程を見ることができるのである。さらに次いで、我々は、討議手続きそのものについての純粋に形式的な側面を超えて、討議が、環境 *milieux* や装置 *dispositifs*、表象に対していかなる影響ないし効果を与えたのかを検討することができる。こうした手法を採用することで、我々は、討議に入ってこなかったものが何か、何が別の扱いを受けることになったのかを見ることができる。最終的に我々は、何が「前例」となっているのか、何が長期にわたり行為や判断に重くのしかかり続けているのか、を同定することができるのである。

これらの異なった次元を扱うためには、登場人物たちにより作成された議論の起源とその経過に中心的な位置を与えなければならない。すなわちここで提案された社会学のスタイルにおいては、議論が複合的でヘテロな素材から意味の基本的まとまりを構成し、こうしたまとまりが比較と分析を可能とするのである。こうした方法論的立場と、ハバーマスにより展開された政治哲学とを混同すべきではない。こうした政治哲学については、現在の多くの社会学者が懐疑的であり、言い古された議論に訴えている。すなわち「現場では、事態はそんな風には進んでいない。真に討議的な公共空間と、道具的論理により支配された権力と計算の世界とを、二つの異なった領域として区別するのは不可能だ！」とする。討議やコンフリクト一般の中で、議論がどのような場を占めているのかについての検討は、それ自体、刺激的である。というのも、こうした検討により我々は、「アクターのゲーム」と「議論のゲーム」とがどのように配合されているかを理解するための、オリジナルな調査を構想するように促されるからである。社会学は一般的に、アクターのゲームを優先しており、彼らの戦略や彼らの利害、彼らの同盟が、どのように、確固たる討議形態（採用されるレトリックに応じて、制約もしくは資源として機能することになる）と相互作用するかを優先させる。こうした観点からは、アクターたちの対立を平定することで、また行為及び判断の規範（その正統性は新しい危機の中で常に疑問視される）を提供することで、制度は、アクター間の関係を安定化させようとする妥協装置でしかない⁽⁶⁾。アクターのゲームを優先するこうしたアプローチにおいては、ある実体が、何らかの議論によって、相手を説得し、あるいは少なくとも注目を引くことになるのであれば、それは、力強さとコードとを発動させることができたということであり、ほかの登場人物たちにとって、不可避とまではいかなくとも、少なくとも「適切なもの」となることができたというのである。その上、論争もしくは議論の対置という契機は、長い変容過程における短いシークエンスをなしているに過ぎないことが自明であるように見える。それゆえに、分析は、制度からアクター・ネットワークへの、企業から市民団体への、現在の力の展開に関わらなければならないと言われることとなる。要するに、議論からはいることで、我々は本質をとらえ損なってしまうかもしれない、というのである。アクターのゲームを強調する立場は、論争や危機の勝者となるために、アクターたちが保有している力のダイナミズムを主眼とする立場である。後で私は、逆のことを証明しようとするであろう。すなわち、議論から入ることによってこそ、我々は、何が、説得力や、ある実体もしくは実体のネットワークを徵用する能力をなしているかを、理解する機会を与えられることになるのである⁽⁷⁾。

この論文で、私は次のように議論を進めよう。まず第一に、登場人物たちは、「議論の妥当さ *portée*」を評価するのに多くのエネルギーを割いているという考え方を展開する⁽⁸⁾。第二に、私は、議論が展開されている「アリーナ」の諸形態（単なる会話から、公共討議へ、もしくは力の試験へと至る）の完全な空間を構築することで、「討論」という概念のバリエーションを示すことを提案しよう。こうした「バリエーションの空間」を基礎にして、私は、変容のゲーム（議論の三つの側面ないし水準を通じて、アクターたちが取りかかる）に基づいた政治社会学の別のモデルを提案しよう。

2. 討論すること：妥当さの問題

議論からはいること、討論についての理念的な考え方を主張することではなく、民主主義的実体の存在様式の主要な条件の一つを考慮することに対応しているのである。すなわち議論なしに、もしくは議論に対するポジションなしに、討論にはいることは困難である。よく知られた表現、例えば「討論の外側に留まる」、「討論の枠組みから出る」、「討論を拒否する」、といった表現は、我々が行っている次のような経験を示している。すなわち、付け加えるべき議論を持ち得ない、といった経験、事情に通じていない、もしくはその権限がない、決定手続きについての意見を持ち得ない、発言全体のとりまとめ方に承服できないといった経験である。こうした離脱 *desengagement* や距離の取り方 *eloignement* を説明する複数のやり方がある。すなわち近年最も引き合いに出されている定式化は、最小限の「関与 *concernement*」という考え方である。「討論に至る」ためには、また「発言する」ためには、「疑問を提起する」ためには、「提示されている議論を見抜くためには」、関与していなければならず、こうした考え方は、「利害」のみへの言及を回避することを可能とする⁽⁹⁾。結局、人々や集団が、事前に彼等の利害を「計算空間」の中で構築していなかったとしても、関与が彼等に生じ得る。ここでは、アクターの社会学でしばしば忘れられている重大な次元、「連結された環境 *milieux associés*」が導入される⁽¹⁰⁾。プロジェクトや意思決定、コンフリクトは環境に影響を持ち得るし、自らの環境へのそれらの将来の影響について、人々やグループを警戒状態におくことができる。アクターたちは、こうして、(討論過程への事前の手がかり *prise* がないために) 彼等の利害について決断していなかったとしても、討論に関与していると感じることができるのである。

内在論(議論の研究を優先)と、外在論(アクターのゲームを優先)との間でのジレンマから脱却するためには、「妥当さ *portée*」の観点から、論証を考えてみることができる。誰が議論を提示する *porte* のか、それは何に関する *porte* ものか、その妥当さはいかなるものか? 言語の発話論的なアプローチから触発されたこうした考えは、議論を装置 *dispositifs* として考えることにある。こうした装置は明示化の度合いは様々であるが、その運び手(発話者)と、その対象(そのテーマ)、その拡張・外延(その結果)を叙述するのである。その上、Ducrot のテーゼによれば、ある議論は、場(トポス)を存在させ、特定のポリフォニーに関与させるのである。すなわち、ある議論は、かなり暗黙的に、対象や議論的レベルに依拠し、他の可能な立場に対する立場を示しているのである⁽¹¹⁾。こうして、討論参加に課せられる議論的要請は、発言や考え、命題(その成否はその妥当さの受容もしくは拒否に依存している)に課せられる強力な制約の表現として理解できる。議論のゲームからではなく、アクターのゲームから出発することは、よりいっそう還元的になりがちなので、アプリオリに定義されたアクター——彼らは、自ら議論のアクタンの一部となっていることで、この議論と密接な関係にある——の記述をやめることで、社会学者の自然な傾向を逆転させなければならないのである⁽¹²⁾。

プラグマティックなアプローチは、我々に対して次のことを教えてくれる。すなわち議論の妥当さは、議論が表明されている「コンテクスト」に大きく依存し、しかも二重に依存しているのである。すなわちこうした妥当さは、議論が参照している表象のタイプに依存していると同時に、同じ議論が、それほどの変更なく、全く異なったアリーナの中で活用される機会を持っているかどうかにも依存しているのである。こうして、議論の登場は、(次の三つのタイプの制約を持続的に結合させようとする) 認知的、政治的作業の対象なのである。すなわち、議論がその中で提示されることのできる枠組みないしコンテクスト。議論が影響を与える実体ないし対象物。動員される議論が表明している未来の開示のタイプもしくは、ありふれた言い方では、変化のタイプ。ここではわれわれは、この最後の次元については立ち入らないであろう(われわれはその重要性

について、別のところで論じたので)。つまり時間は、外的変数としてではなくむしろ議論自身の方向のモダリティ化 **modalisation** として考えられる⁽¹³⁾。ある議論は常に、過去と現在、未来との間の関係を構成している。それは、あらゆることがすでに語られ、演じられ、確立されていることを示したり、もしくは現在時点の緊急性や不確実性を指摘し、さらには、近かろうが遠かろうが未来について表明し、また可逆性の度合いについて示唆しているのである。検討された討論事例では、議論における時間レベルの再編成の事例が多数あった。すなわち「今日、原子力発電所を停止することで、われわれは、増大する核廃棄物の蓄積を回避し、事故のリスクを削減する」、といった具合である。

議論に関する理論家たちはこうした問題を共有しているが、議論的な発言の非種別性を認めなければならない。つまりある議論を確実に承認し、この議論を、例えば叙述的表明や文飾、命令から区別することができるような、決められた統語論的形態がないことを認めなければならない⁽¹⁴⁾。議論はきわめて多様な形態をとることができるとしても、それでも、論争もしくは討議、事件がもたらす高いレベルの反省性は、「プロトタイプ的な表現形式 **figure**」に依拠することを可能とさせる。下の表は、検討された討議事例の中で具体化されている議論的な様相（モダリティ）の定式化の作業と、その具体的追跡の作業を可能としている特徴について、いくつかの事例を与えてくれる。

プロトタイプの表現

もし X ならば、その場合は Y である。	もし地球温暖化が不可避であるならば、その場合、現在の意思決定は、文明を人工的に延命させることにしか役立たないであろう（エリートたちは宇宙に逃れ出せると期待して）。
なるほど X ではあるが、しかし Y である。	なるほどショービジネスで不定期雇用が採用されているが、その地位は居心地がいい。
X であるためには、Y でなければならない。	研究を救うためには、公的資金をより公平に配分しなければならない。
今や X なのだから、もはや Y ではあり得ない。	今や欧州規則は競争を義務づけているのだから、もはや独占を維持することはできない。
Z である以上、X は Y と両立しないわけではない。	責任の倫理によって、信念の倫理を増加させる以上、信念は科学と両立しないわけではない。
我々は、X が Y をもたらすと考える	新しい EPR リアクターが、将来世代にとってのいっそうのリスクをもたらすと、我々は考える。
X という名の下では、Y という理由は存在しない。	共和制的平等の名の下では、同性婚が禁止される理由は存在しない。
X もしくは Y のどちらを優先するかに応じて、P もしくは Q が得られる。	コンピテンスか、それとも市場化のどちらを優先するかに応じて、我々は、よりいっそうの忠実性か、それともいっそうのフレキシビリティを獲得する。
X も Y も、Z を正当化することはできない。	都市開発も、地方エリートの利益も、これらの樹木の伐採を正当化することはできない。
今や Y が存在する以上、X をするには遅すぎるので、我々は U ではなく、Z を選ばなければならない。	今や欧州には 25 カ国が存在する以上、方向を転換するには遅すぎるので我々は、市場ではなく、社会的欧州を選ばなければならない。

XもYもAというテーゼ——これによればZである——を正当化することができない。	科学的研究も、経済的計算も、行政のテーゼ——これによれば、高速道路は公益に合致する——を正当化することはできない。
A氏の信念——これによればXである——は、根拠がない。	デュボン氏の信念——これによれば、高圧線はガンを引き起こす——は、根拠がない。
A氏はXはYではない、というテーゼを主張している。	グリーンピースは原子力は長期的には収益をもたらさない、というテーゼを主張している。
AによればXとYの間にはいかなる関連も存在しない。	内務省によれば、フランスでは、失業者数と犯罪の統計との間にはいかなる関連も存在しない。
AとBは、Xの解釈について対立している。	社会党と緑の党は、持続的発展という概念の解釈について対立している。

議論の分析において考慮されるべき決定的な要素 —— これが、典型的表現が示しているアクターたちのゲームに着目するようにわれわれをうながすことになる —— の中には、もちろん、表の最後の5つの表現形式におけるように、意見表明者と反論者との意見表出形態の総体が存在する。

上の表に示された表現形式は、対立する議論の対話的なやりとりや、コメントや解釈の産出に結びついている。ここでは、論証の強い契機が存在を承認させるような諸形態や指標についての、方法論的作業を展開しなくとも、議論を具体化させるのに役立つ諸要素 —— あるいはむしろ、アクターに対して彼らの議論の使用に意味を与えるような諸要素 —— を特定することができるのである。こうして、全く異なった討議事例における討論の諸契機を比較することで、われわれは、6つの基本的要素を認めることができた。こうした要素の結合が、「討議の文法」を提供しており、これは、それ自体としては、討論の基礎について、何も語りはしないが、(それによって、アクターたちが、自らの議論に対して同定可能な形態を与える際の) 手続きを説明することができる。つまり原則と対象物(あるいは対象物の配置たる状況)、物質的力と論理的制約、伝統と未来の開示が、こうした手続きなのである。このような結合の例は、Gaucho(ミツバチを殺すと疑われている殺虫剤で、多くの警戒と論争を生み出した)の討議事例において使用された典型的表現から抜粋することができる。

「環境ロビーの圧力(力)があるからといって、Gauchoのケースでは(対象物)、予防原則(原則)を適用することはできない。その議論は完全に非論理的で、矛盾しており(論理)、過去を白紙に戻し(伝統)、トウモロコシの生産者の将来(未来)をいっそう不確実にさせる」

こうした6つの基本的要素を、三次元空間に投影させることで、われわれはバリエーション空間を与えられる。こうした空間によって、(ここでは、認識論的観点から理解されている) 討議の水準と争点を位置づけることができる。つまりわれわれは、このようにして、(判断や評価の原則が対立しているような) 教義の対立と、過去の歴史から引き出された伝統や先例に依拠する正当化、(論理的推理システムに訴える) 推論形態、専門知の様式、感覚世界への経験の根つき、対象物創出の手続き、変化の表明、これらを区別することができるのである⁽¹⁶⁾。こうした空間の利点は、異なった領域へと一般的に区分されている諸論理を、両立可能とさせることである。かくして、力関係の表明及びアクターたちのゲームの存在が、議論のゲームの中で考慮される。たとえば、ある時点で「力関係は反対者に有利である」と語ることは、特定の試験において良い議論として扱われることができる。しかし、議論的空間は静態的ではなく、その継起的再布置化にお

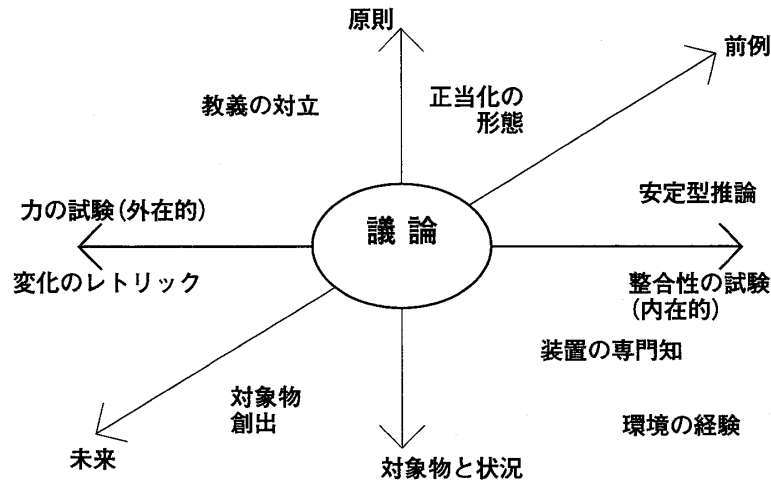


図1 バリエーション空間としての議論

いて理解されなければならないのである。新しい要素（原則や、ケース、経験、前例など）の軌跡や、アクターのゲームや議論のゲームの漸進的結晶化を記述することで、われわれは、それぞれの公的討論によりもたらされる変容を、より詳細にたどることになる⁽¹⁷⁾。

かくして、次のような両極端を有する、広範囲に及ぶケースが得られる。すなわちその一方の極端は、もはや進化しないか、あるいはスローガンや要求の制度化によって周縁的にのみ進化するような討議もしくは論争によって形成されるケースである（原子力発電やオルタナティブ燃料の場合）。他方では、絶えず逸脱するようなヘテロな力の試験やポレミックによって形成されるようなケースである。この場合、各アクターはヘテロな要素（議論のゲームの構造化や、共通の推論空間の実現を困難にさせる）を導入してしまうのである。こうした観点からすれば、「大国民討論会」—— 学校の将来やショービジネス（「ショービジネスの不定期雇用者」の危機に引き続く）をめぐって、フランスで起こったそれ —— は、典型例であろう。つまり発言のヘテロさや議論の形態のヘテロさに直面して、当局は、妥当な議論を権威的にとりまとめ、選択するように促されたのである。こうして生じた還元は、可能な議論空間が開示された後では、多くのフラストレーションを生み出し、決定的なことは何も決められなかったという感情が当該のアクターたちの多くにとって、くすぶることになった。（一方での視点の収斂（コンセンサス）、他方での利害の分岐（dissensus）を構成している）これらの二つの両極端の間で、公共討議形態の社会学にとって興味深い三つの布置がみられる。最初の布置は、討論の主要な生産を生み出すような形式的装置をなしている（法律条文や規制文書、合意文書の中に新しい規範が具体化される場合のように）。この場合、討論は制度を産出するのである。第二の布置は、対象物と討論手続きとの分断である。すなわち審議会における委員会モデルに基づいて、アクターたちが、様々な課題に振り分けられており、そのとき討論は、コンピテンスの配分と交流という役割を演じる。こうして問題のヘテロさに直面しながらも全体のまとまりを維持することができる。この場合、制度がすでに登場していることを前提とする。最後に、第三の布置は、これまでは存在していなかった、もしくは萌芽的であったような新しい動員形態の登場に関連づけられる。すなわちここでは討論は、（討議的次元には還元されないような）「政治的作業」の強い契機の一つなのである。これらの三つの布置において、単にアクターだけでも、単に議論だけでも帰せられないような変化 —— それは、アクターのゲームと議論のゲームとがどのように結合されるかに帰せられる —— が本当に起こるのである。表象の変化や同盟もしくは対立の修正、装置の創出もしくは崩壊、規則や規格の精緻

化、集団や制度の登場、新しい調査手法や発言の登場について検討することで、われわれは、アクターや彼らの議論について、その登場から、(制度や共通感覚の言明の中への) 議論の統合に至るまでをたどることができるのである。

3. 会話から政治的動員へ

ある議論は、ヴィトゲンシュタインの意味での「文法的」次元を示すような、言明énoncésの配置として考えることができる。しかし同一の言明がなされたからといって、(それが表明される枠組みに応じては) 同一の議論を生じることはないであろう。本稿のこの第3部では、わたしは、アクターの間での議論のやりとりのために利用可能な、組織枠組みや社会的形態(あるいはむしろ、この中でアクターや議論の地位が表明され、予告される)の複数性を考察するように提案しよう。最近、公共討議の確固たる手続きについて特に注目されるようになってきている。こうした手続きにおいては、討議及び議論のやりとりが中心をなしていると考えられており、そこにこそ、ハバーマスにより主張される討議モデルが真に試験されていると考えられているほどである⁽¹⁹⁾。しかし、この種の形式的手続きに対してアクターが付与する意味を理解するためには、入手可能な全体との比較をしなければならないのであり、こうした比較のみが、全国公共討議委員会CNDPの支援の下で組織される討議の認知的、政治的な貢献の性格を評価するための支えを提供してくれるのである。

議論の分析は、議論に関連した発話行為の枠組みから始まる。ある会話や法廷で、もしくは選挙討論や交渉の中で、同一の発言がなされたとしても、それは同一の議論を生み出しはしないであろう⁽²⁰⁾。換言すれば、議論という概念は、(モノが発言される) 枠組み — より一般的に、上述で、妥当性範囲 *portee* という概念で示したこと — を統合し、反映しているのである。こうして同一の文章や同一の言説が、ある交渉においてはよい議論として考えられるかもしれないが、公共討議ではそうは考えられないようなことが起こる。逆に、発話行為の枠組みが、アクターたちに対して、彼等の議論を別様に修正し、配置させ、提示させるように導く。というのも、ポリフォニックであること、従って対話的であることが、あらゆる議論の構成要素だからである。つまり本質的には同一のモノについて語ろうとしても、もしくはむしろ同一の利害や表象を擁護しようとしても、対話者に応じて、居合わせた聴衆の性格に応じて、登場人物の間での交換の対称性の度合いに応じて、われわれは、異なったモノについて語るように促されるのである。下の表は、その中で議論の交換が展開する際の、きわめて一般的な 12 の形態を示している。こうした形態は同一の妥当性範囲を持っていないことが自ずとわかるのである。私は、いくつかの単純な基準から、それぞれの形態を説明したい。すなわち、当該の形態が、現前するアクターたちに働きかけ、またその形態が持続することができるための支配的制約。登場人物たちを超越した参照基準(彼等にとって、仲裁者や裁判官として役立つ)。その形態の利用を終結する動機。あるリストの中から選ばれたきわめて一般的なプロトタイプ(このリストは延長し続ける。というのも、現在の背景において、ほとんどの対象物は、批判を逃れ、公的議論を逃れるようには見えないからである)。

表 合意と非合意との表現形態

布置 (アリーナ)	議論に課せられる 支配的制約	参照基準	終結の動機	プロトタイプ
会話	礼儀作法	関係・互酬性	再開できるため に停止する	日常会話
諍い	完全なる明示化 の断念	親密な世界	断絶のリスク	夫婦げんか
交渉	通約可能になっ た対象物	当事者たちの合意、 もしくは媒介者	利害の収斂	賃金交渉
社会的対話	社会集団全体へ の交渉の拡大	ファンリテータと しての国家	社会的平穩	持続的発展
論争	議論の自明性	能力あるアクター たちの共同体	自明な証拠	「火星の生命」
事件	告発・擁護の論理	司法	公平な判断	汚染血液
ポレミック	レトリック手法 の整合性	観客	疲労	知能的戦争
フォーラム	ヘテロな視点と 証人	組織者	時間切れ	欧州社会フォー ラム
公共討議	熟慮的規範	市民	手続き	新幹線建設
国民討議	全国レベルでの 調整	政府	アドホックな手 続き	学校についての 国民討論
政治的討議	スポークスパー ソンの代表性	選挙民	新しい委任	政教分離
力の試験	同盟、動員、抵抗	力	勝利	WTO

この合意と非合意の形態の表によって、論争や事件、公共討議、その他のフォーラム（これらに、われわれは市民会議を付け加えることもできよう）が構成している中間的なレベルの特別な重要性を理解することができる⁽²¹⁾。こうした討論やフォーラムは、日常生活のシーン（実践的考慮や環境 *milieux* と直結した）と、高邁な政治的事由（そこでは、発言機会や紋切り型的主張の成功において、非対称性が最大である）との間での媒介的役割を演じている。こうした政治的事由については、動員能力や全体化の手法、政治的表象、メディア領域で獲得される知的な立場、これらのあらゆる資源が次々と投じられ、強い戦略的性格により特徴づけられた「政治的作業」を生み出すのである。

行動シーン及び議論の空間のこうした広がり、還元を回避することで、様々な社会学的パラダイムと距離を置くことができる。すなわちすべてが計算の産物でも、力関係の産物であるわけでもなく、すべてが「公共空間の」水準で演じられるわけでもなく、アクターたちの制約は、彼等が登場する枠組みに応じて異なるのである。我々は、どのように、こうした行動及び議論の空間から、ある課題テーマが討議の形態で登場するかをみることができるし、逆に、ある形態が、どのように課題テーマによってとらえられるのかをみることができる（これらのテーマをそれぞれの形態の一つに還元することなく）。例えば原子力の課題テーマは、それまで、より地方的な整備の争点に適用される公共討議の手続きによってとらえられていたのだが、近年全国的公共討議

の対象となっている。より図形的に、こうした行動及び議論の空間がどのように構造化されているかをみるならば、(ある形態から別の形態へと移行する際の制約をモデル化することを可能とさせる) 特定数のパラメータを説明することになるであろう。これらのパラメータは、次のように定式化することができる。つまり登場人物たちの対称性、試験のコード化の度合いと、(どのような議論が動員可能であるかを規定する) 制約のインデクス化である。このときわれわれは、また、次の三つのレジームの形で、こうした制約をまとめることで、こうした定式化における段階 **cran** を示すことができる。すなわち、通常の相互行為的手続き。装置に支えられた議論。政治的代表の領域における表現の力、である。

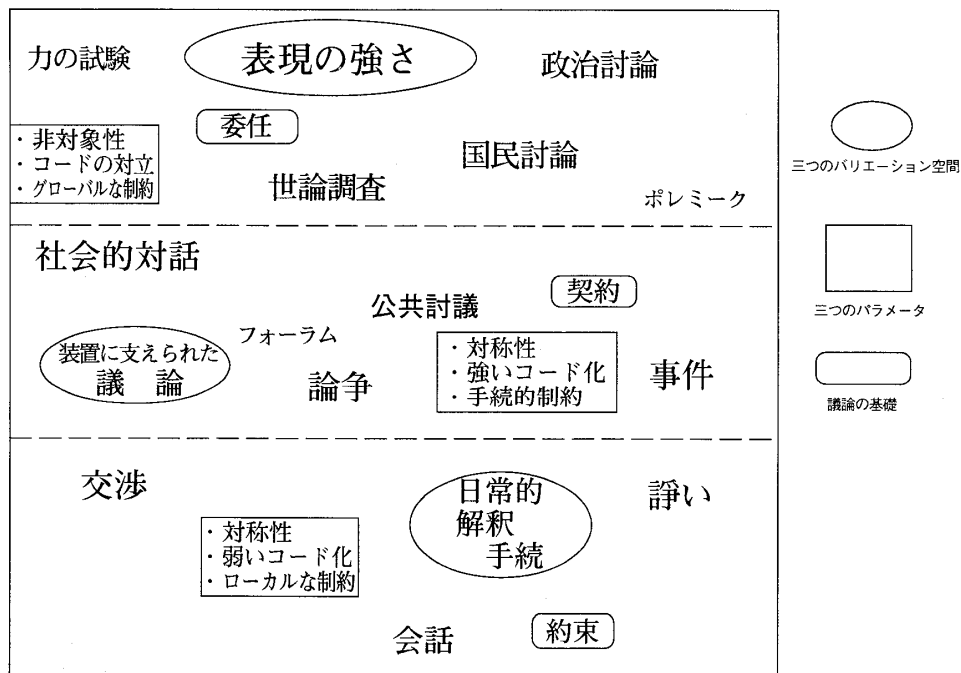


図2

①通常の相互行為手続き：会話・諍い・交渉

こうしたバリエーション空間から三つの図が描かれる。最初の図は、アクターたちが、起こりうる紛争を処理するために、確固たる形態もしくは特別に委任された機関に依拠する必要性を感じることなく、議論に取り組む手法に関わる。すなわち自らの環境に根づいた議論を離れることなく、会話や諍い、交渉がやりとりされる。われわれは、その中で人々と集団とが、こうした会話や諍い、交渉といった三つの形態の支援を借りて、彼等の「事件」のほとんど全体を処理しているような、社会的世界を想像することができる⁽²²⁾。相互交換のやりとりに基づいた、登場人物たちの対称性が、ここでは決定的である。コード化は、環境・ミリュー及び共有文化、つまり共通の手がかり **prises** と不可分であり ([訳者解説 1])、こうした手がかりが、感覚世界において知覚と表象とを結合させている。また関与する対象物はインデクス性 (文脈依存性) の制約 (「位置づけられている」と呼ばれる) に服する。

②諍いの手続き化

第二の図は、採用される三つのパラメータの状態を変化させる。すなわち対称性はもはや相互性の意味ではなく、取り扱いの平等の意味である。また試験のコード化の度合いがより強力である。つまりコード化は環境 (ミリュー) から切り離されており、自律的に自動調整することので

きる装置の形をとる（官僚制がその無数のパラダイムを提供している鏡像反射のリスクがあるとしても——規則を議論するための規則を議論するための規則——）。最後に、アクターたちと対象物、したがって議論は、手続き的制約にインデックスされている。すなわち、すでに作成されているカテゴリーや論証手続きがこうした制約をなしているのである（司法的な世界が好例である）。支配的なものはもはや内在性 *immanence* ではなく、機能 *fonctionnement* なのである。諍いの手続き化は、結局、他の二つの図に対抗して構築される。すなわち、一方での慣習や習慣、局所的な利害（これらは合理性の欠如として疑われる）であり、他方では、開放的な空間で作用し、規則の地位とその有効性についてのいっそうの不確実性を作り出す構築物と政治的裁量である。

③政治的空間

第三の、最後の図は、政治的空間のそれであり、ここでは広義で理解される。というのも、一方では、力の試験が政治的表象の空間を超え、他方ではポレミックがこの空間を超えるからである。ブルデュー社会学のジャーゴンを使うならば、アクターによって高く評価される「闘争の賭金」の一つが、まさに、合法性と正統性との間の関係の常に再定義される空間における、受容可能性の境界設定なのである。アクターたちとその議論とが、この政治の図に位置づけられるとき、上述のパラメータは価値を変える。つまり非対称性が「正常」なのである。そのコードは緊張関係にあり、絶えざる対立にある（国家の権威の外側では、制限手続きはもはや存在せず、法律そのものが絶えず再び議論されるのであって、このことは中間的な図には当てはまらない⁽²³⁾）。議論は、広範なアクターや対象物の全体（潜在的には地球全体を関与させることになる）へと関連づけられる。制約はもはや単に手続き的なだけではない。というのも議論は世界観を関与させ、より正確には、それらが内包する世界観がずれていたり、逸脱していると判断されるならば、この議論は良い議論と見なされ得ないのである。ところで、この視点を制限する原則が存在しない以上、観察者は、この空間においては、相対主義の形態を余儀なくされるのである。それならば、いったいなぜ、われわれは政治的レベルで議論するのであろうか？その答えの一つは次の考え方にある。つまりこの議論的形態が、表現の力——その最もはっきりした具体化の一つは、教義やスローガンの生産にある——を発展させることができるのである。

これらの三つの図を区別する別のやり方が存在する。すなわち、議論の交換の可能性そのものの根本的な三つの源泉、あるいはむしろ、議論的制約の適用の三つの源泉に、われわれの分析努力を集中させることができるのである。結局、それぞれの図において、アクターたちをして、何も言わないよりも、あるいは入手可能な資源を純粋に戦略的に使用するよりも、むしろ議論するように促すのは何なのであろうか？われわれは次のような仮説を立てることができる。すなわち第一の図では、最終的に、議論的な行為の基礎にあるのは、「約束 *promesse*」であり、第二の図では、それはむしろ「コンベンション」（あるいは「契約」）であり、第三の図では、「委任された権限 *mandat*」（もしくは「政治的委任 *delegation*」）である。こうした直感について少し説明しよう。諸制約をこのようにまとめることの背後にある考えは次のようである。議論的要請（議論に服従する必要性）は、あらゆるディスカッションを規定している特徴に由来し、こうした特徴は人々のコミットメント様式に応じて、性格や妥当性範囲 *portee* を変えるのである。すなわち約束は、約束を守ること、またより根本的には、自らの善意を示すことに関連づけられる。いかに、議論することが、誠実性の形態にわれわれをコミットさせているかを知るためには、会話や諍い、交渉といったわれわれの複数の経験を引用するだけで十分であろう。こうした誠実性がなければ議論の交換の断絶、また時には、暴力への転換が不可避となる。絶えず嘘を突き続ける人と議論

し続けることができようか？交渉において、詐欺師を受け容れることができようか？悪意の応酬に基づいて諍いを終了させることができようか？ここでは、その市民的行為 (actes civils) の社会学において P. Pharo により提示されたいくつかの要素、もしくは証言についての Renaud Dulong により提示された要素をみることができる。コンベンション、もしくは契約というタームは、事件や論争もしくは公共討議といった、きわめて多様な形態における、議論の発生や取り扱いに課せられている諸制約を含んでいるので、このタームは一般的すぎるように見えるかもしれない。しかしまさに、討議がとっている具体的形態の膨大な多様性の背後で、人々同士のみならず、対象物をも慣行的に結びつけているものを浮かび上がらせなければならないのである。対象物や状況に語らせ、展開させ、代表させる場合にさえ、もしくはその場合にこそ、アクターたちは、義務とコミットメントのゲームについて互いに合意していることが重要なのである。すなわちとりわけアクターたちが証拠を持っていると表明するときには、彼等が自ら服する試験を規制している手段ないし結果の義務が存在する⁽²⁶⁾。委任については、それは、政治理論によって最も強く探求されてきた次元であるに違いない⁽²⁷⁾。しかしここでわれわれの関心を引くのは、ディスカッション及び動員の長い過程を経て、(表現の力強さを与えられた) 代表者が、どのように登場するかである。徴用 *enrolement* の効果を産出するためには、こうした表現の力強さは、アクター及び議論のゲームをめぐるそれ以前の「政治的作業」を前提し、したがって、我々が区別した様々なアリーナ (事件、論争、フォーラム、交渉、動員、もしくはそのほかの力の試験など) に由来する生産から養分を吸収しなければならないのである。

要するに提案されている理論構成は、登場人物たちにのしかかる制約の三つのレベル全体を取り入れることを可能とする。すなわち感覚世界における彼らの経験についての公的発言の生産 (環境・ミリューの制約、たとえば、学校環境や農業環境)。技術的装置及び手続きの形態による掌握度、もしくは、こう言ってよければ、コードや行動フォーマット、判断フォーマットを産出する審級 (装置の制約、たとえば、科学的領域における知識の状態もしくは、法的領域における法律の状態)。価値や表象、もしくはイデオロギーを関与させる価値論的空間におけるその立場 (の有無) (政治的表象の制約、たとえば経済政策や社会保障に関する)。しかしながら、次のような二つの軸を形成するためには、我々は、このゲームをいっそう遠くまで推し進めることができなければならない。すなわち、第一の軸は議論の交換の「政治化の度合い」を示しており、第二の軸は、議論についての「内部主義」と「外部主義」との間での配分に関連している。すなわち、図の右側部分において位置する諸形態の中では、主張されていることの内容が、試験の展開をよりいっそう構造化しており、より強くアクターたちをコミットさせる。彼らは、整合性の形態を維持しなければならない。他方、左の部分では、登場人物たちにより、まず考慮されているのは、むしろ力や動員能力であり、議論の紋切り型的主張は、(隠された理由や利害を対象とした) 批判や暴露の手法を生み出すのである。

争点となっている三つのパラメータ、すなわちアクターたちの間での対称性 (シメトリ) の度合い、彼らのやりとりのコード化の度合い、最後に文脈依存性 (インデクス性) の制約 — 彼らの行為や彼らの議論にのしかかっている —、これらのパラメータが、よく知られた特徴の原則にある。つまり観察された状況や過程において、討論についての討論や、諍いの条件についての諍いが有する重要性である。このことが意味しているのは、議論の帰趨は、ディスカッションの枠組みを巡るディスカッションに依存しているということである。もし動員や合意の追求の諸

過程において、論争や公共討議が中心的な装置をなしているとするれば、それはまさに、議論の交換を制約すると同時に、参加者の対称性（シメトリ）を確保することを可能とする、その中央値的な（メジアン）地位のおかげである。上述の理論構成により可視化された三つの領域ないし図は、議論的な試験の三つの組織化形態として記述することができる。すなわち会話もしくは諍いにおいて支配的なのは、「通常の解釈的手続き」である。他方、フォーラムや論争、もしくは討論が構成している中間形態では、「装置 dispositifs」が支配的な地位を占め、翻って、このことが当該の対象物に決定的な重みを与える。登場人物たちは、もし彼等が、相手を説得したいならば、もしくは、持続的な合意に至りたいのであれば、（あるいは少なくとも非同意の源泉についての十分な説明に至りたいのであれば）、こうした対象物をまじめに受け取らなければならない。さらに、より政治的な空間では、重要なのは、「表現の強さ」である。この最後の概念が重要であるのは、それが次のような発言の掌握の論理と関連しているからである。すなわちこうした論理は地位の非対称性と、可能な議論のゲームの広がり（「グローバルな制約」という表現で示される）、そしてとりわけ問題となっているコードもしくはカテゴリーのコンフリクト的性格（まさに「共通世界」の不在に直面して、行為し、議論することが重要だからである）とを、同時に前提しているからである。ここでは議論は、スローガンや教義（十分な表現の強さを持たないために、発言の掌握へのアクセスを持たない人々はこれに賛同するか、しないか、でしかない）に、よりいっそう近い⁽²⁸⁾。表現の強さは、それが動員によるか、力の試験に依拠するか、それとも委任もしくは確固たる政治的立場に依存しているか、それとも投票や世論を全体化できる手法（投票や世論調査）に依拠しているか、に応じて異なった形態をとる。こうした観点から、境界地帯において、ポレミックが登場する。というのも、ポレミックの特徴は政治的討論（スポークスパーソンが介入する）や論争（そこではしばしば、科学ではなくとも、少なくとも知的権威が引き合いに出される）、事件（そこで手続きの論理は、告発・弁護というゲームを通じて示される）にあるからである。

したがって、興味深いことは、議論それ自体のそれぞれの形態を特徴づけることではなく、以下を特徴づけることである。

- ・ある形態から別の形態への移行の条件（ある会話がどのようにして危機へと至るか。論争がどのようにしてポレミックへと至るか。事件がどのようにして政治的討論へと至るか、等）
- ・（登場人物たちに対して、あれこれの議論の形態の中にいることを示す）グローバルな布置

4. 表現の強さの限界

アクターにより獲得される表現の強さの問題は、一般的に分離されている三つの論理の出会いもしくは重なり合いを検討するよう要請する。すなわち「公共問題の登場」の論理、「政治的作業」の論理、最後に「政治的表象」の論理である。（会話や諍い、交渉といった）通常の枠組み — アクターたちに対してそのたいていの実践的問題を処理することを可能とさせる — にいるときには、表現の強さが展開しているような領域は無縁と思われ、（そこで展開している）表象の恣意性のために、こうした表現の強さの領域は容易に批判できるように思われる。すなわち「そんな風には行われていない」、「実際のところは」、「現実に、日常生活においては」など、である。だからこそ、人々を動員するためには、表現の強さは、（人々や集団が、より日常的なアリーナにおいて、それによって自らの経験を叙述し、彼等の視点を形成するさいの）無数の詳細を単純化し、切断し、抽象し、除去しなければならないのである。政治的作業はまさに、（表現の強さが活性化

させる) 思考やプログラム、もしくは要求を、何が日常的交換の中で供給できるかを考慮し、階層化させることにある。「単純な」会話や交渉から、より定式化された枠組み(公共討議の手続きや事件といった)への移行が、——より強い整合性や明示化という制約をこれに課すことで——議論の変容を前提しているとするれば、定式化された枠組みから政治(表現の強さの対置の空間という、広い意味で理解される)への移行は、逆転現象を生み出す。すなわち、なお手続きにより統御される交換の監視下に置かれていたものが、——集約化することで、また別の行為様式・判断様式と混合されることで——性格を変えるのである。このためにこそ、無数のフレーミングと再フレーミングの作業が生じるのであり、公共討議や論争、もしくは事件が「政治的なもの」へと逸脱しないように、登場人物たちは、これらのフレーミングに専念するのである。換言すれば、「討議民主主義」に関連した諸形態は、(常に、多くの政治家たちの間で流布されている図式にしたがって)「代表制民主主義」を補完するために、アクターによって設置されているのではない。こうした討議民主主義形態は、アクターたちに対して、(日常生活が組織されている)環境や装置へと、議論を根づかせることを可能とさせるのである。換言すれば、討議諸形態は、通常の経験と政治的表現の強さとの間での、開かれてもいるし、閉じられてもいる「通り道」、媒介の役割を演じているのである。こうした様式から、なぜ、「全国的討議」形態が本質からして曖昧であるのかがよく理解される。すなわち、こうした形態は、(表現の強さに服する空間の中に、当初からアリーナをおくことで)アクターのコントロール下でアリーナの機能を再生産しようとするのである⁽²⁹⁾。

5. 方法論的多元主義と民主主義的規範

本稿では私は、(議論の要請に服している諸実体が直面している)制約および争点の性格を明らかにしようとしてきた。そこから得られた結果は討議の類型論ではなく、バリエーションの空間である。(時間を通じて様々な主張が服する)移動や再定式化を理解するにあたって、精緻化された概念枠組みがオペレーショナルであるかどうかの度合いによって、こうしたバリエーションの妥当性が測定されるのである。例えば、とりわけフランスでは、GMOの議論テーマがきわめて多様な形態をとっていることがわかる。つまり強くフレーミングされ、枠組みづけられた公共討議(1998年の市民会議のように)と、科学的論争、裁判への提訴、ポレミック、現地で直接取り組まれた力の試験(「ボランティアな刈り取り人たち」の集団の登場)との間で繰り返される形態である。しかしたとえ経験的社会学が、こうした分析枠組みの適用領域を容易に見つけ出すことができるとしても、一つの問題が中断されたままである。すなわち、(討議があればあるほど、社会は民主主義的理想にいつそう近づくと考えさせるような)かなり暗黙的な規範的立場を採用せずに、公共討議を分析することができるのだろうか。もしこうしたオプションが、討論の数や参加者の数、提起された問題の数の量的評価に還元されるならば、それは、本稿で展開されたこととは両立しないのは明らかである。討議社会学において規範的な契機が強く存在するとしても、こうした契機は、当初からあらゆる種類の対象について討議を求め、また視点の複数化(これを無限にまで増加させるような)を必然的に求めなければならないのであろうか。我々はむしろ、諸形態の開放、すなわち、(その中において、ある大義により動員されたアクターたちがその中で作動することができるような)「制約的なバリエーション空間」の広がりや、理想的な規範として自らに与えることができる。こうしたオプションは、ア prioriに無関心な人々や集団を、なんとでも討論へと押しつけるようなオプションとは対立している。結局、規範的な立場は、あらゆる議論形態を、たった一つの姿(たとえばハバーマスの教義により鼓舞された公共討議の

それや、カロン流のハイブリッドフォーラムのそれ)へと縮減する傾向に対立し⁽³⁰⁾、またこれらの中のたった一つの形態を、(我々の社会学の中で我々が分析すべき)あらゆる議論やあらゆるコンフリクトの究極的な参照規準とする傾向に対立することになる⁽³¹⁾。たとえば司法的争いのモデルよりもむしろ見本市のモデルにより近いような、唯一の手続き的秩序をアクターたちに押しつけようとするよりも、討論的交換の様式をオープンにしたままにしておくことで、(価値論的側面でも、認識論的にも、倫理的にも妥当な)「多元主義」を擁護することが、ここでは私には重要なように思われる。いかなる形態が、民主主義的表現にとって、また観念の論争にとって、よりいっそう好ましいのかわからない。しかも、どのような議論形態が、(討論テーマの展開の中に登場する)アクターと議論のゲームに対して真の効果を産出することができるのかはわからないのである。

こうした提案の帰結の一つは、たった一つの形態への、民主主義の——「民主主義化」の、もしくは「民主主義の度合い」の——縮減を禁じることである。われわれは、どんな視角からでも民主主義にはいることができるのである。すなわち司法の独立性及び、係争処理に固有な自律性もまた、ハバーマスの制約(権力闘争やレトリック機械の排除)の下での公共討議の手続きの可能性と同様、必要なのである⁽³²⁾。また形態から分離可能な論争の場所(ポレミックのような)の存在も重要であり——これは、参加者の特別なコンピテンス、すなわち、「技術的に」議論する能力、したがって議論と「帰属」ないし「地位」との明確な切断を想定するが——、選挙で選ばれた代表の政治的表明もまた同様に重要であり、もしくは数百万の日常会話における自由なディスカッションもまた、重要なのである。こうした日常会話において、人々は、世界への通常の彼らの手がかり *prise* (あらゆる全体的秩序が不可避免的に産出しているものである) を除去することなく、視点を精緻化し、接続 *attachement* や利害、表象を試験することができる。すなわち民主主義は、こうしたディスカッション様式全体の、常に繰り返される結果として現れる。こうしたディスカッション様式は、力の試験を限界 *limite* として含んでいる。ここでは、力の試験は、力関係を創出するような集合的行為として理解される。つまりストライキやデモ、署名、ボイコット等々、入手可能な依拠のリストは、それぞれの歴史的布置について、無制限であるわけではない。というのも、動員技術の発明は、直ちに注目されるように(たとえば、サン・パピエ(「不法」滞在者)やショービジネスの臨時雇いの目を見張るような運動、インターネット電子署名、GM作物の刈り取りなど)まれであるからである。バリエーションという観念を民主主義の観念へと連結させることは、トートロジーとして考えることもできる⁽³³⁾。それでも、これは記述的であるとともに、不可避免的に規範的であるような争点であることにはかわりはない。すなわち、「最小限度の民主主義 *minimum democratique*」——ハバーマスやロールズ、ウォルツァーといったテーゼの主張者の間で交わされたディスカッションに由来する表現である——というテーマを再び取り上げるならば、最小限度の民主主義は、もっとも多様な登場人物たちがアクセス可能な討論形態の絶えざる再組織化にある、とすることができる。プラグマティック社会学の役割は、(アクターにより操作される)移動や議論を明確にさせ、フォローアップすることを支援することなのであって、それへの依拠があらかじめ固定されているような、単一の政治的秩序へと、これらを閉じこめることではない。

原注

(1)本稿は、私が、「論争と公共討議の社会学」(EHESS, Marseille, 2003-2005)やセミナー「民主主義の変容: 討議民主主義」(Université d'Aix-en-Provence, 12-13, mai, 2004)での講義において行った様々なディスカッションが起源となっている。”*Invention argumentative et débat public*

- Regard sociologique sur l'origine des bons arguments”, Cahiers d'économie politique, mai, 2004 というタイトルですすでに公刊されているテキストを、新しい提案によって延長したこのテキストの、古いバージョンに対して、その注意深い読解について、私は以下の方々に感謝する。Alban Bouvier, Jean-Michel Fourniau, Antoine Vion である。

(2) 討議に関与した文書のインターネット上での公開と表現空間の創出とが、おそらく議論過程に影響を持つであろう。しかしこれが、その唯一の結果なのではない。つまりそれと平行して社会科学においては、伝統的な現地調査は、「インターネット上での調査」の諸形態と妥協できなければならないのである。主たる変化が起こっているのは、論争や公共討議にアクセスする仕方においてである（アクターたち自身により作成された無数のサイトやゲート、フォーラムの検索が示しているように）。様々な討論や事件、論争、大義、その他の集团的動員への、ネット資源の貢献をどのように把握すべきか。これを自然化することなく、こうした変化をどのように理解すべきか。ナスダックを巡る「投機的バブル」について語られているように「批判のバブル」について語ることができようか。「ネット上での」ディスカッションと批判の新しい形態の登場については、D.Cardon, F.Granjon, “Média Alternatifus, Militantisme Informationnel et Mouvement Altermondialisation”, Colloque Enjeux sociopolitiques et Internet – Militantisme, critique sociale et usage d'Internet, Toronto, Octobre, 2003 を参照。

(3) M. Callon, P. Lascoumes, Y. Barthe, Agir dans un monde incertain, Paris, Seuil, 2001 を参照。

(4) もめ事から紛争への、つまり力の試験から正統な試験への変容のモデルは、私が、「諍い disputes の分析枠組み」というタイトルで提起した一般的公理の中に見ることができよう。F. Chateauraynaud, La Faute professionnelle-Une sociologie des conflits de responsabilité (Paris, Métailié, 1991, p.159-249)

(5) J. Bohman and W. Regd(eds), Deliberative Democracy- Essays on Reason and Politics, MIT press, 1997, L. Blondiaux, Y. Sintomer, “L'imperatif délibératif”, Politix, no.57, 2002, p.17-35.

(6) ここでは、『社会的現実の構築』における J.R. サールの提案を議論する場所はない(J.R. Searl, La Construction de la Réalité Sociale, Paris, Gallimard, 1998)。しかし、討議的形態の増加は、少なくともアクターたちにとって、制度の概念を変容させることは明らかであり、また討議=熟慮と主権との間の結合の問題を再び提起することで、正当化の条件を変化させることは明らかである。以下で我々は、「基礎づけ」の問題が、我々のトピックテーマの登場人物たちにとって、本質的に三つの形態をとることを見るであろう。すなわち約束と契約、委任である。私の議論のこうした側面は、Antoine Vion と行ったディスカッションに多くを負うし、また Olivier Cayla が、法律の脆弱さの承認と、法律の基礎づけとの間の結合について検討した分析に多くを負っている。O. Cayla, “Aveu et fondement du droit”, in B. Cassin, O. Cayla et P.-J. Salazar, (dir), Vérité Réconciliation Réparation, Suil, Paris, 2004, p.89-110.

(7) 集団もしくは装置、ないし制度、これらの生成がそこで行われている複数のテーマ文書（原子力関連産業、ショービジネス臨時雇い制度、GMO の使用、農薬など）の比較と、コンピュータによるその分析は、登場人物により精緻化された議論の起源とその軌跡に対して、中心的場所を与えている。F. Chateauraynaud, Prospéro, Une technologie littéraire pour les sciences humaines, Paris, CNRS Editions, 2003.

(8) 前掲引用論文参照。F. Chateauraynaud, “Invention argumentative et débat public,,,”

(9) 合理的選択理論の妥当性条件に関する P.Pettit のかなり衝撃的な分析から着想を得ることで、我々は、アクターたちの利害が警戒されている、とすることができる。P. Pettit, Penser en société,

Essai de métaphysique sociale et de méthodologie(Paris, PUF, 2004).

(10)G. Simondon, *Du Mode d'Existence des objets techniques*, Paris, Aubier, 1989.

(11)O. Ducrot, “La Pragmatique et l'étude sémantique de la langue”, in Revel, J. et Wachtel, N.(dir), *Une Ecole pour les Sciences Sociales*, Paris, Cerf-EHESS, 1996, pp.339-351.

(12)アクタンのシステム理論と、構造主義の伝統に由来するアクタンの概念が理解されているものとして想定されている。以下を参照。L. Tesnière, *Elements de syntaxe structurale*, Paris, Kincksiek, 1966.

(13)F. Chateauraynaud, D. Torny, *Les Sombres precurseurs, Une sociologie pragmatique des alertes et des crises*, Paris, EHESS, 1999. 警戒において中心的な、時間的様相についての我々の議論は、次の著作に基づいている。R. Duval, *Temps et vigilance*, Paris, Vrin, 1990.

(14)Mc Evoy, *L'invention défensive*, Paris, Métailé,1995.

(15)古典的な三段論法から脱却するための現代的な論理学により活用されている推論の形態については以下を参照。R. Blanche, *Introduction à la logique contemporaine*, Arman Colin,2004, F. Nef, *La logique du langage naturel*, Paris, Hermès, 1989.

(16)F. Chateauraynaud, 前掲論文、参照。

(17)保健医療分野における動員空間の継起的変容の長期にわたるフォローの事例については以下を参照。N. Dodier, *Leçons politiques de l'épidémie de sida*, Paris, EHESS, 2003.

(18)非同意の公共的表明は公共討議の手続きの貢献であるという考え方を擁護することができる。「人間性に対する犯罪」と関連した裁判で、何としても和解を達成するという考えに対抗して、「市民的不服従」の理論がとりわけ、Mark Osielにより擁護されている。以下を参照。M. Osiel, *Mass Atrocity, collective Memory and the Law*, New Brunswick, N.J. Transaction Publishers, 1997.

(19)A. Bovier, “Dimensions axiologique, épistémologie et cognitive de la délibération publique”, *Cahiers d'Economie politique*, mai, 2004.

(20) J. ロールズの研究をめぐる論争は、議論と交渉を対立させる（まさにコンテキストにおける交換について説明することなく）。啓蒙思想を横断する対立に則った、こうした分析的区別は、討議形態と代表形態との間の相違をとらえるための利点を持っている（後者は、アクターを「商品」へと自ずと導くと想定されている）。しかし、我々の社会学的視点からは、交渉のシーンは、明らかに議論によって満たされている（それがたとえ交渉の必要性によるものでしかないとしても）。

(21)きわめて活動家的であるが、きわめて説得的な、以下を参照。Jacques Testart, “L'Expérience prometteuse des conférences de citoyens. Inventer de nouvelles formes de démocratie participative”, *Le Monde diplomatique*, février, 2005.

(22)ここでは、多くの民族学者たちが、「口述的伝統」という表現の下で記述してきたことが再発見される。カピリアにおける事例については以下を参照。A. Mahe, *Histoire de la Grande Kabylie XIXe-XXe siècles. Anthropologie historique du lien social dans les communautés villageoises*, Saint-Denis, Bouchene, 2001.

(23)ここでは、「政治」に関連したすべての審級を特徴づけることではなく、単に討議の契機だけを特徴づけることが重要である。このように政治的討議は限界を持たないのであり、たとえ特定のアリーナ（例えば議会のような）が、我々のバリエーション空間の中間的なゾーンの中で見られるような手続きと類似した手続きを利用することで、討議を制約することができるとしても、そうなのである。しかし、フレーミングや再フレーミングと同様、氾濫もまたしばしばであることを確認するためには、何らかの議会討議をフォローしてみるだけで十分である。より正確に言

えば、力の試験やポレミクへの転換がしばしばなのであり、対置のレジームを変化させることは、政治的な代表者の能力の主たる構成要素でさえある。

(24) P. Pharo, *Sociologie de l'Esprit - Conceptualisation et vie sociale*. Paris PUF, 1997.

(25) R. Dulong, *Le Témoin oculaire - Les conditions sociales de l'attestation personnelle*, Paris, EHESS, 1998.

(26) 「触知tangibilité」の試験を通じて検討される証明手続きについては以下を参照。F. Chateauraynaud, “L'épreuve du tangible – Experiences de l'enquête et surgissements de la prévue”, L. Quere, et B. Karsenti (eds), *La croyance et l'enquête. Raison pratiques*, 2004.

(27) B. Manin, *Principe du gouvernement représentative*, Paris, Flammarion, 1996.

(28) カリスマ的な表現の強さを展開している人々を特徴づけるために、「偉大なる師匠 *grande gueule*」という表現がしばしば使用される。同様の考え方において、多くの沈黙や発言の掌握の欠如は、表現の強さについての相対的な弱さの予測に基づいている。こうした視点からは、議論的な行為と戦略的な行為との間に、また個人的能力と集合的力との間に断絶は存在しない。つまり公的発言の掌握への（しばしば長期にわたる）学習が、特別な能力（アクターのゲームと議論のゲームから表現の強さを打ち立てることができる）を生み出す。レトリック論がもっとも強く主張したのが、こうした側面なのである。とりわけ以下を参照。G. Declercq, *L'Art d'argumenter. Structures rhétoriques et littéraires*, Ed. Universitaires, 1992.

(29) 近年、「大国民討論会」が採用している形態についてのこうした指摘は、エネルギーや学校、ショービジネスに関して組織された討議の分析に由来する。一般的に、政府によって早急に要請される、討議の全国的とりまとめの生産の実践がはっきりと示しているように、日常的経験や技術的能力が政治的表象の制約（ここでは「表現の強さ」という概念の下でまとめられる）によって打ち消されているのである。

(30) Lascoumes, P., Callon, M., Barthe, Y., *Agir dans un Monde incertain*, op.cit.

(31) この点は、Jean-Michel Fourniauとの意見交換に多くを負う。彼は、全国公共討議委員会 CNDPにより体現されている公共討議の確固たる手続きに研究を集中している。公共討議手続きのこうした形態と争点は、（公共工事などに際しての）公的調査の民主主義化と、環境保護に関する1983年7月12日のBouchardeau法以降、1995年のBarnier法、1998年のオーフス条約を経て、2004年の大規模公共プロジェクトの作成への公衆参加を義務づける、近接民主主義の法に至るまで、絶えず変化してきた。フランスにおけるCNDPの起源と、一連の国土整備を巡る公共討議については、以下を参照。J.-M. Fourniau, “Les trios scènes d'une institutionnalisation controversée de la participation du public aux décisions d'aménagement”, in Fourniau, J.-M. (ed), *Le Débat public en apprentissage. Regards croisés sur les expériences française et québécoise*, Paris, L'Harmattan, 2005.

(32) 狭義での公共討議の手続きにおける「議論の力」の重要性については、Fourniau 前掲を参照。

(33) 真の「社会調査」の開始という考え方を通じた、民主主義と調査の論理との間で、J. デューイが確立した関連づけが、ここに再発見される。J. Dewey, *Le Public et ses Problèmes*, Paris, L. Scheer, 2003 (1927). とりわけ J. Zask の仏訳への序文を参照。最大限の倫理と最小限の倫理との間での要請のバリエーションと多元主義については以下を参照。M. Walzer, *Morale maximale, morale minimale*, Paris, Bayard, 2004.

〔訳者解説1〕

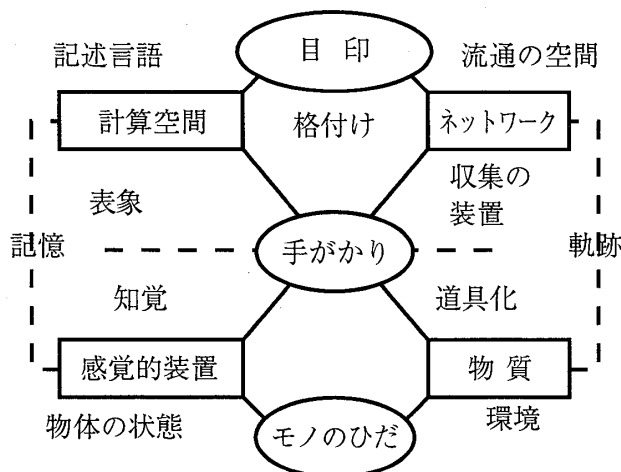
「手がかり」について

翻訳解説でも指摘しておいたように、「手がかり」という概念は、シャトーレイノの議論においてキー概念をなしている。ドライバーは車の運転という日常的な経験を通じて、自らの身体によって状況を試験し、警戒に関して学習を積み重ねている。このために、ドライバーは個人的な手がかりを掌握しており、警戒を実施することができる。これに対しプリオンや放射能、GMO の場合、集団生活や（集団の手がかりを提供する）感覚世界の共通経験への適合性こそが、警戒の妥当性を決定する。この場合、こうした警戒は科学的、客観的というよりもむしろ、日常の集団生活、身体経験に照らして「良い試験」を生み出さなければならない。

手がかりとは、こう言って良ければ、身体的感覚と共通表象とを繋ぐ、つまり認知と政治を繋ぐ集合的目印をなしている。なお、ベッシーとシャトーレイノはこうした手がかりを「専門知」と関連づけて論じている。ここで検討されている公共討議は「専門知の社会学」についての検討なくしては論じられない。本翻訳資料を理解する上でも、この議論は避けて通れない。シャトーレイノはベッシーとの共著(Bessy, Chateauraynaud, 1995a, p.240 以下)において「専門知のコンピテンス」のモデルを提起しているので紹介しておこう。

シャトーレイノによれば、能力ある専門家は、4つの試験形態を統合することができるという。すなわち①格付けの試験、②対象物によりトレースされるネットワークの探求、③感覚的な経験、④素材の道具化された実験、である。これらの4つの試験の間の接合が、「手がかり」を提供するというのである。手がかりは、アクターたちの合意に基づいた（コンヴァンション的）目印と、物質の壁との間の突き合わせから登場する。この「壁」という概念はシャトーレイノが、ドゥルーズのライブニッツ論（ドゥルーズ著『壁－ライブニッツとバロック』河出書房新社）から引き継いだ概念である。なお複数の専門家間の調整が可能であるのは、それぞれの専門家が、これらの様々な試験を結集させることができるからである。こうした四つの試験をベッシーとシャトーレイノは下のように図示している(Bessy, Chateauraynaud, 1995a, p.243)。以下、この図に即して説明しておこう。

図 身体感覚と共通表象を媒介する「手がかり」



①格付け（コード化）の試験

この試験は、対象物についての、合意に基づいた定義のゲームを含む表象空間に関わる。専門家は、分類規則、総覧規則、コード規則を保持し、彼は、その対話者たちと、記述言語を共有している。こ

ここでは対象物は述語の働きに関連づけられている。たとえそれが存在論的な困難を提起するとしても、特異性を内生化させることができる記述上の慣行に従うことで、登場人物たちは、あらゆる対象物を記述することができるのである。こうして、あらゆる専門知のプロセスは、相対的に安定した記述言語に基づいている。しかし、記述言語の詳細さと、格付けをめぐる合意とは、物質的な試験に密接に依存している。さらに格付けは、表象秩序の中に、(対象物が服すべき) 物理的、感覚的テストの結果をもたらすのである。

②対象物によりトレースされるネットワーク

この試験を通じて、専門家は、このネットワークを集団へと関連づけ、その起源を再追跡することができる。対象物は、多くのアクターや資源(専門家が必要とする知識を、分散的に貯蔵している)を関与させる。したがって、このモデルには「社会的」次元(対象物により利害づけられたアクターたちのゲームを表象している)を付加する必要はない。しかしネットワークは単に人々だけから形成されるわけではない。証言の連鎖は、インスクリプションやトレース、装置や制度(対象物が関与させられた)にまで拡大されなければならないのである。こうした説明はすでにアクターネットワーク理論を通じて我々にもなじみ深いであろう。なおすべてのネットワークが透明なわけではなく、同一の形態のトレースや記憶を保持しているわけではないので、専門知は、チェーンの遡及や系譜学に還元することはできない。さらに起源へのアクセスは途中でとぎれることもある。この場合、別の形態の試験による補強のみが、起源の忘却を補完することができる。すなわち対象物の記述言語を精緻化すること、真実らしい表象や対象物と比較考量すること、道具によってその物質的特徴を追求すること、感覚的能力を動員することによってである。

③物体の道具的検討

この物理的試験は身体的経験を超えている。感覚的世界への準拠は、もはや専門家の肉体によって直接的に引き受けることができず、道具によって迂回される。すなわち物質は、道具によって表明され、道具の忠実性が、今度は、試験に付されることになる。しかし、いかなる道具も論争を閉じることはできないし、疑いを消去することはできない。技術的媒介の連鎖は、対象物の記述において矛盾を生みだし、対立するテーゼを同時に補強してしまうのである。真正証明 authentication が物理的試験に依拠することができるのは、この証明がモノの襲と他の襲との収斂を補強することができる限りのことである。

④感覚的経験

身体による対象物の知覚という試験は、証明のヒエラルキーにおいて、しばしば低く見られており、③の技術的道具化が高い価値を与えられる。感覚の関与は合意を確立するための十分な安定性を持たないかもしれない。ところが対象物は、(専門知を確立するために採用されるべき) 道具に対して、不十分にしか手がかりを与えない。多くの道具は、感覚的な試験を除去せず、むしろ、この感覚的試験を再定義する。それでも感覚的試験は証明様式として機能する。例えば、レントゲン写真の良い解釈の場合におけるように、個人的経験に基づく洞察力が機能し続けるのである。つまり、対象物や真実らしさ、その判断の質に直接的に関与させられるのは、主体のあらゆる経験なのである。感覚的試験は、「主観的」として棄却されるべきではない。

またシャトーレイノが強調するように、ある「手がかり」は、(集団学習を可能とし、新しい目印の創出を可能とする) 共通の手がかりとなることができる。こうした共通の手がかりを供給するためには、身体に結びついた知覚は、感覚から判断への移行を保証する装置と合致していなければならない。こうした装置の登場は、学習効果が存在するために不可欠なのである。専門家と呼ばれる人たちは、集合的表象ないし共通の目印と、物質の襲への身体感覚との間での移行を行う媒介的装置にアクセスすることができる人のことである。こうした媒介的装置こそが上の四つの試験を結合しているのである。

参考文献

- Bessy, C., Chateauraynaud, F.(1995a) Experts et Faussaires, Metailie.
- Bessy, C., Chateauraynaud, F.(1995b) “Economie de la perception et qualité des produits”, Cahiers d'économie et sociologie rurales, no.37.
- Chateauraynaud, F., (2004a) “Invention argumentative et débat public. Regard sociologique sur l'origine des bons arguments” Cahiers d'économie politique, no.47, L'Harmattan.
- Chateauraynaud, F., (2004b) “L'épreuve du tangible. Experiences de l'enquête et surgissements de la prevue”, in Karsenti, B., Quere, L., (ed), (2004) La Croyance et l'Enquête, Ed. EHESS.
- Chateauraynaud, F., Torny, D., (1999) Les Sombres Precurseurs. Une sociologie pragmatique de l'alerte et du risque., Ed. EHESS.

[訳者解説2]

身体感覚を通じた自明性 tangibilité

すでに翻訳解説で述べたように、シャトーレイノによれば、議論が妥当であるためには、発話行為（外部）と言明（内部）とを結合させている装置が、対象物や状況についての身体的経験に根を下ろしていることが必要とされる。つまり感覚的な自明性という制約の下で、議論が集団的に精緻化されなければならない、またこうした議論は感覚世界における共通感覚と両立可能でなければならない。

この翻訳資料中でも述べられているように、議論の妥当性は論理的整合性の試験にも、対象物やその配置たる状況にも、さらには過去から引き継がれた前例、変化の予言、判断原則にも、基づくことができる。これらの様々な要素を連結できるほど議論は頑強であり、このような場合に議論はエヴィデンスの力を獲得したといえる。こうしたエヴィデンスについて、ベッシーとシャトーレイノは次のように述べている(Bessy, Chateauraynaud, 1995b, p.195-196)。すなわちエヴィデンスは推論というよりもむしろ、身体とそれを取り巻く環境との間での直接的な接触なのであり、触覚という感覚がこうした接触を保証する。というのも、それは相互性に基づいているからである。つまり私が対象物にふれるとき、私は対象物から生じる感覚を、私自身の状態として、あるいは逆に、客観的世界の特性として考えることができるのである。

さて、このように、妥当な議論は様々な論拠に基づくことができる以上、正統な試験も複数あり得る。ある議論もしくは論争が可能となるのは、登場人物たちが、集団的目印、つまり「共通の計算空間」を精緻化させる場合だけである。討議がなされるためには、議論を通約可能にさせる装置がなければならないのであり、これ無しには、アクターたちの純粋な力の試験が課せられることになる。またこうした共通空間は、プラグマティックな考え方からすれば、次のような要素からなる。すなわち対象物とその配置、試験の装置、評価判断である。こうした計算空間は、既存の議論枠組みを踏襲することもあれば、必要に応じて、新しい対象物が投げられたりすれば、新しいアレンジメントを作り出すこともある。近年では、プリオンや狂牛病、GMO といった対象物の登場と、トレーサビリティや公共討議といった装置、予防原則といった判断原則との間でのオリジナルな接合形態が構築され、「前例」となって、その後の公共討議にとっての認知的な共通の目印をなしている。

身体感覚に基づいた自明性による論争の終結に話を戻そう。こうした考え方によれば、形式的で客観的な「科学的」証拠による論争の終結とは異なり、「自明な証拠」や「触知可能な証拠」が感覚作用を関与させる。感覚的証拠、高度な道具に基づいた証拠、議論的証拠といったバリエーションに最も耐えられるのは「触知を通じた自明性」である。こうした証拠の精緻化作業を通じて、感覚的世界へ

の手がかりの共同開発がなされる。この自明性は、感覚的世界で働く知覚能力と、最も設備の整った道具的証明様式との間の連続性を示している。こうして集合的表象と感覚的世界における知覚との間で、共通の手がかり(真正さについての合意を支える)を精緻化するのである(Chateauraynaud, 2004b, pp.168-170)。なおこうした「触知を通じた自明性」を産出する三つの様式がある(p.176)。まず身体を通じた知覚的作業がある。次いで顕著な出来事、経験により産出されるショックがある。こうしたショックが起こっただけで、大多数のアクターにその痕跡を刻印し、今後起こる一連の試験において基準となるような前例を作り出すのである。つまり、あらがいがたい事実と証拠が新しいエヴィデンスをなし、共通感覚を変容させることにより、論争が終結するのである。アクターは、自らの身体的知覚と、共通表象との間を連結させようとしており、とりわけ、上述のような特異なる体験が試験として機能し、これが両者をつなぐ媒介となるのである。

この意味では「触知を通じた自明性」とは、直感のことではない。直感という概念に訴えることで、アクターたちは、(説得力あるプランを提供する)表象の空間が存在する以前に、固有な経験を体験している。直感とは、明示的ないし定式化された知識としてではなく、その登場の背景を超えて持続し、また計算空間の中でまだ妥当性を見いだしていないような知覚として定義されるのである(2004b,p.185)。

こうして、論争はそれが「触知への帰還 *retour tangible*」を促す限りで、つまり世界への手がかりの修正をもたらす限りで、創造的な機能を持っているのであり、論争は、共通感覚の作業を可視化させ、共通の計算空間を集団的に作成するのである。触知の能力が無用であれば、日常的経験はエピソードに過ぎず、論争について自分たちで検証できず、終わる事なき批判か、無批判的信頼にしか行き着かないことになる。